

富士北麓地域の観光サービス産業活性化に向けた調査 及び広報用動画作成業務委託仕様書

1 業務名

富士北麓地域の観光サービス産業活性化に向けた調査及び広報用動画作成業務

2 業務の目的

世界文化遺産である富士山を中心とした富士北麓地域（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町の6市町村を指す。以下同じ。）の観光サービス産業の活性化に向けて、観光客の「滞在時間の増加」と「消費行動の促進」に関する現状の課題を明らかにすることを目的とする。

3 委託期間

本委託契約締結の日から令和6年9月20日（金）まで

4 業務内容

(1) 富士北麓地域の観光サービス産業活性化に向けた課題調査

ア 富士北麓地域の観光客の「滞在時間の増加」と「消費行動の促進」に関する現状の課題の明らかにすること。

調査に当たっては、現地でのアンケート形式及びインタビュー形式の両形式で実施すること。

なお、最低100サンプルの回収を行うこととし、サンプルの選定にあたっては、回答者属性に偏りがないよう、十分にスクリーニングした上で、実施すること。

また、スクリーニングにした上で、精度の高い調査結果を得るため、多くのサンプルを回収できるよう工夫を施すこと。

イ アの調査で選定するサンプルのうち、20サンプルについては、富裕層を対象とし、現在、県が推進している観光産業に高付加価値化に向けた課題調査をアの調査項目に追加して、アンケート形式及びインタビュー形式の両形式で実施すること。

<サンプル構成例>

外国人・・・50人（国籍は偏らないように）

◆ツアー客：10人、FIT：40人

日本人・・・50人

◆ツアー客：10人、FIT：40人

※外国人の国籍は偏らないように選定すること

※うち20人については富裕層を対象とすること

ウ ア及びイ調査結果の整理にあたっては、グラフや数値を用いて、最大限、定量的に成果を示した上で、調査で明らかとなった問題点、課題を分析すること。また、調査結果の整理にあたって元となった統計データについてもデータ編集が可能な形式（エクセル等）で提出すること。

エ ア及びイのインタビュー調査を実施にあたっては、専門性を有する人材を配置すること。

(2) 広報用動画の作成

ア 「(1) 富士北麓地域の観光サービス産業活性化に向けた課題調査」において実施するインタビューを撮影し、広報用動画を作成すること。

なお、DVD-ROM等に記録した上で、納品することとし、納品にあたっては、作成した広報用動画に加えて、元となったインタビュー動画もあわせて納品すること。

イ 動画の規格については次のとおりとすること。

- ・クオリティーはハイビジョンもしくはそれ以上とすること。
- ・YouTube、Facebook、TikTok等にアップロード可能な形式とすること。
- ・一般的なDVDドライブ付きパソコンや、DVDプレーヤーで再生可能な形式とすること。

(3) その他

ア (1) から (2) に付随する業務を行うこと。

イ 本委託業務の実施にあたっては、初めに山梨県と協議の上、本委託業務全体の実施計画を策定すること。

ウ 本委託業務の進捗状況などについて、山梨県と情報共有を密に図ること。

5 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、次に定めるとおり成果品を納入するものとする。

- 【提出物】**
- ①業務完了報告書
 - ②広報用動画・インタビュー元動画
 - ③その他（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）
- ※図書の体裁：A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

- 【納品方法】**
- ①紙媒体 業務完了報告書 カラー版10部（簡易製本可）
 - ②電子媒体 (1)ドキュメント類を格納したDVD-R等 2部
- ※ファイル形式：PDF形式及び山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）とする。

(2) 広報用動画・元となるインタビュー動画を格納したDVD-R等 2部

【納期】 令和6年9月20日(金)

6 業務実施上の留意事項

- (1) 委託業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託業務を実施するに当たっては、山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 山梨県に対し、状況に応じて委託業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度、業務の推進に必要な打合せや会議等を行うこと。
- (4) 委託業務の完了前に事故や業務遂行上の課題等が発生した場合には、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策を山梨県に報告し、応急措置を加えたのち、書面により報告すること。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については、山梨県に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (6) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (7) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ山梨県に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

7 その他

本仕様書について疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と受託者が協議してこれを定めるものとする。

※本仕様書は、プロポーザルの結果、契約締結候補者となった者と委託者との間で再度協議の上、双方の合意が得られた内容に修正した上で、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。